

## 横瀬町郵便入札運用基準

この横瀬町郵便入札運用基準は、横瀬町（以下「当町」という。）と入札参加者が行う入札手続を、円滑かつ適切に運用できるように取扱いを定めたものです。

なお、本運用基準に定めのない事項については、従来どおりの入札・契約関係諸規程によるものとします。

（用語の定義）

### 【郵便入札】

入札書を郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）又は持参により提出し、執行する入札をいう。

### 【到達】

封緘及び封印された入札書が現に横瀬町役場に到着し、当町職員が確認することができる状態に達することをいう。

## 1 対象案件

郵便入札の対象となる入札案件は、建設工事、それに係る設計・調査・測量の業務委託及び土木施設維持管理業務委託並びに物品役務等における入札のうち、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札に付されるもの
- (2) 埼玉県電子入札共同システムを用いないもの
- (3) 郵便入札によることが適当であると町長が認めたもの

## 2 入札の公告又は通知

一般競争入札における公告又は指名競争入札における指名通知（以下「公告等」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 郵便入札により入札を執行する旨
- (2) 入札書の提出期限日時及び提出先
- (3) 開札日時
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

なお、入札書の提出期限日時は、原則として役場開庁日の正午とする。ただし、これによりがたい場合はこの限りでない。

## 3 入札参加資格確認申請書等の取扱い

一般競争入札における入札参加資格確認申請書については、当町が案件ごとに別途定める申請書の提出期限までに提出するものとする。

#### 4 入札書の取扱い

郵便入札の参加者は、入札書の提出期限日時までに、公告等に記載された提出書類（以下「入札書等」という。）を郵便による一般書留若しくは簡易書留若しくは信書便による引受け及び到達について記録される方法又は持参により提出しなければならない。

また、入札書等の提出にあたっては、次に掲げる方法により作成した二重封筒を用いなければならない。

- (1) 内封筒には、入札書等を封緘及び封印し、「入札書在中」と明記するとともに、入札案件の名称、開札日、入札者の住所及び氏名を記載すること。
- (2) 外封筒には(1)の規定により作成した内封筒及び仕様書その他貸出しとした資料を入れて封緘し、入札者の住所及び氏名を記載の上、「郵便入札関係書類在中」と表記すること。

#### 5 入札の辞退

入札参加者は、入札を辞退する場合は、郵便等又は持参により辞退届を提出しなければならない。

なお、入札書等が当町に到達した後は、入札書提出期限日時前であっても入札を辞退することができない。ただし、入札書等の到達後、開札日までの間に、やむを得ない事情があると入札執行者が認めた場合はこの限りでない。

また、入札参加者は、郵便事情による事故等により入札書等が入札書提出期限日時までに到達しなかったことにより入札が無効となった場合であっても、当町に対し異議の申立てはできないものとする。

#### 6 費用の負担

郵便入札による入札書等の提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

#### 7 入札書等の保管

入札執行者は、入札書提出期限日時までに到達した入札書等について、外封筒を開封し、内封筒の記載内容を確認したうえで、内封筒未開封のまま開札日時まで厳重に保管しなければならない。

なお、到達した入札書の撤回、書換え又は差替えは認めない。

#### 8 開札方法

開札は、事前に設定した開札日時に速やかに行うものとし、入札を執行する職員の開札宣誓後に開札を行うものとする。

なお、開札の結果、落札者となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、別に定めるくじの方法により、落札者を決定する。

## 9 再度入札の連絡

1 回目の入札において落札者が決定せず、再度入札を行う場合は、1 回目の開札後、速やかに、1 回目の最低入札価格及び再度入札の入札書等提出期限日時等を F A X 等で、1 回目の入札辞退者を除く入札参加者に通知するものとする。入札参加者は、再度入札の入札書等提出期限までに入札書等（辞退する場合は辞退届）を提出するものとする。

## 10 開札延期の連絡

開札を延期する場合には、電話、FAX 等により、当該延期する入札案件に入札書等を提出している参加者全員に対し、開札を延期する旨及び変更後の開札日時を通知するものとする。

## 11 開札中止の連絡

開札を中止する場合には、電話、FAX 等により、当該中止する入札案件に入札書を提出している参加者全員に対し、開札を中止する旨を通知するものとする。

## 12 開札結果の通知

入札執行者は、開札結果を当町ホームページ上において公開することにより、入札参加者に対する開札結果の通知に替えるものとする。

### 附則

この運用基準は、令和 2 年 6 月 1 5 日から施行する。

### 附則

この運用基準は、令和 2 年 1 0 月 2 6 日から施行する。